

ねんきん「コーナー」

年金生活者支援給付金制 度(2022)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必ずです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

◆老齢基礎年金を受給している方

次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ・65歳以上であること。
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっていること。
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること。

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

左記の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得が約472万円以下であること。

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を

お受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場窓口で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装

った不審な電話や案内にご注意

ください

日本年金機構や厚生労働省から、皆さんの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時は、お電話ください。

【給付金専用ダイヤル】

☎0570-0514092

(ナビダイヤル)

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

10月20日(木)

午前10時～正午
午後1時～午後3時

◆場所

◆予約

佐賀支所1階町民室

☎3411616

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎4312800

佐賀支所 地域住民課

☎5513701

総合窓口第2係

日本年金機構幡多年金事務所

☎3411616

「ひだまりの会」講演会

10月23日(日)、土佐市複合文化施設つないでにて、大切な方を事故や病気で、自死によって亡くされたご遺族、また、ご遺族に関わる周囲の方たちに向けた講演会「自死遺族当事者の私が支援者になった理由」を開催します。

講演会は、午後1時45分～午後3時を予定しています。講師は、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター地域連携推進部の菅沼舞さんです。

講演終了後、自死遺族のみの交流会(午後3時15分～午後4時30分)も予定しています。参加費無料。

○申し込み・お問い合わせ

高知県立精神保健福祉センター

☎088-821-4966

※当日参加も可能ですが、定員数の関係でお断りする場合があります。

